から意見を聴きましたので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 次のとおり公告 その意見を縦覧に供 第八条第一項の規定により生駒市 いします。

平成二十六年三月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン生駒店

生駒市から聴取した意見の概要所在地 生駒市俵口町七五九番地

環境事業課

- (1)に関する条例に基づき、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条及び生駒市廃棄物 市 の収集計画に従うこと。 0 処理及び清掃
- (2)届を提出すること。 系一般廃棄物減量化計画書を例年通り提出 事業者は、 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第二条に規定する事業 必要に応じて記載事 項変更計画
- (3)物対策を遵守すること。 大規模小売店舗を設置してい 市の 許可業者は、 る者の変更事項届出 次のとおりとする。 書中 $\dot{\mathcal{O}}$ 指針 配慮事項六廃棄

物収集に限る。)関西メタルワーク(株)(不燃	(株)奈良県クリーンセンター	(株) NANBU	(株) 生駒市衛生社	業者名
〇七四三(七七)六〇一七	〇七四三(七七)〇九九〇	〇一二〇(二七五)三八三	〇一二〇(七七)九〇三一	電話番号

二 産業廃棄物について

事業活動 伴 11 生じた産業廃棄物に うい ては、 県の許可業者に収集運搬を委託

すること。

2 環境政策課

- 理解を得られるよう騒音発生の防止又は緩和のために配慮すること。 \mathcal{O} 騒音の影響が大きい ア 荷さばき施設の イドリング禁止の徹底等作業員への 東側に隣接する住居に対して特に深夜及び早朝の作業に と考えられることから、 騒音防止意識 荷さばき時間 の徹底を図 \mathcal{O} 短縮、 り、 荷さばき車 近隣住民 おけ 両 \mathcal{O} る
- ること。 を設置する等、 針配慮事項に記載のとおり、 営業宣伝活動に伴うBGM及びアナウンスを行う場合、 防音対策をとり、 店外に音が漏れないよう遮音性能 住民の受忍を超える騒音とならない 特に深夜及び早朝 の高 い壁や防音扉 よう配慮す は
- (\equiv) ること。 付帯設備 (空調室外機及び 換気扇) 付帯施設 設 (駐車場) 等 O騒音 対策を 講じ

合は、 また、 遅滞な 騒音規制法及び く届出を行うこと。 振動規制 法に係る 特定施設に該当す る施設を設置す る場

- (四) 講じる等迅速に対応すること。 周辺住民から騒音、 振動、 悪臭等 \mathcal{O} 苦情 が あ 0 たときは、 必要に 応じ 7 対 策を
- (五) 禁止物件への広告物 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を遵守 (はり紙、 はり札、 立て看板及び広告旗) 商品販売等 の掲出を行わ に お 1 て、 な 張出 11
- (六) 7 また、 生駒市まちをきれ 防止につい 事業所周辺や地域の美観を保持 て従業員の啓発・教育及び消費者の啓発に努めること。 いにする条例を遵守 快適な生活環境を確保するとともに たば この 吸い殻や空き缶 \mathcal{O} ポ 捨
- 3 生活安全課

が実施する施策に協力すること。

必要な措置を講じ の生活安全対策の実施に努めているところであ 生駒市では、 生駒市安全で住みよいまちづ つること。 くりに関する条例に ŋ́, 事業者にお ٧١ ても ょ り、 地 域の安全に 環境整備等

ま た、 周辺道路 の違法駐車等に 9 11 て、 充分に検討 対策を講じること。

4 事業計画課

(--)店舗所在 .地南側が平成二十二年十二月七日に土砂災害警戒区域に指定され てい

るため留意すること。

なお、 指定 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 詳細につい 7 は、 奈良県砂 防課に照会すること。

者の責任において充分な対策を講じること。 間当たり一〇九台となり、 すること。 変更に伴う周辺道路の 特に、 県道を右折し来店する車両通行に 交通渋滞対策に 滞留が渋滞の要因となることが懸念されるため、 0 11 7 は、 0 関係機関と十分に協議し 1 ては、 ピ ク時 事業 対応

5 建築課

る土地利用となっている。 南側隣地と一体の計 画になっ 奈良県建築課と協議すること。 ており、 開発許可及び建築確認における計画と異な

6 教育総務課

通学通園等の子どもが周辺を通行すると思われるの で、 工事車両等の 通行に は注

意し、 適所に警備員を配置する等の安全対策を充分に講じること。

できない また、 よう配慮すること。 工事期間中は、 時間 曜日を問わず工事現場に子ども等が立ち入ることが

7 上下水道部総務課

給水装置を設置する場合は、 上下 ·水道部 (水道事業) と協議すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

民 の祝日に関する法律 平成二十六年三月十 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する祝日を除きます。 日 カ ら同 年四 月十 日まで。 ただし、 日曜日、 土 曜日及び

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで